

日本学生支援機構奨学金「在学猶予願」の提出

在学猶予の未提出者は、貸与終了後 7 か月日に返還が始まります

対象者

下記のすべてに該当する方が対象です。

- 日本学生支援機構奨学金を 2019 年 3 月までに貸与終了した方
 - 進学・留年等により 2019 年 4 月以降も引き続き本学に在学する方
- ※標準修業年限を超えて在学する方は、毎年提出が必要です

手続き

下記の学校番号を使って、スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出してください。

学校番号：104013-01（法科大学院以外）

104013-60（法科大学院）

※スカラネット・パーソナル URL <<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>>

提出期間

2019 年 4 月 1 日（月）～4 月 25 日（木）

※他大学に進学・在学する方は、手続き・提出期限など、その学校の指示に従ってください。

※過去に貸与が終了したすべての奨学金について、提出が必要です。

※予約採用で奨学生採用候補者に決定した場合、「進学届」提出時に以前貸与を受けた奨学生番号を入力すれば、「在学猶予願」を提出しなくても標準修業年限まで返還期限が猶予されます。